

指定生活介護事業所 管理者

奈良市障がい福祉課長

指定生活介護事業所における医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて（注意喚起）

平素より、本市の障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定生活介護事業所においては、基準省令第 78 条に基づき、利用者の障害の特性等に応じて必要な数の医師を配置又は嘱託医を確保する必要があります。あわせて、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師未配置減算を算定したうえで、医師を配置しない取扱いとすることができるとされているところです。

今般、届出内容等から医師の配置状況が確認できないにもかかわらず、当該減算を算定していないと思われる事例が散見されますので、医師の配置及び医師未配置減算の取扱いについて、下記のとおり改めて注意喚起します。

各事業所におかれましては、医師の配置状況及び報酬算定状況について改めて自己点検を行い、適正な届出及び請求を行っていただくとともに、医師未配置であるにもかかわらず減算を適正に算定していないことが発覚した場合は、速やかに過誤調整等の必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

1 医師の配置について

（1）原則配置

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師については、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならない。なお、嘱託医を確保することをもって、必要数の配置を満たすものとして取扱うことも差支えない。

（2）医師の勤務実態の確認

医師を配置している場合は、嘱託医契約等の締結に加え、医師が健康管理及び療養上の指導等のため、原則として毎月 1 回以上、事業所を訪問して勤務していること。また、勤務時間については、利用者の障害特性及び事業所の実情に応じた必要な時間とすること。

2 医師未配置減算の適用となる具体例

（1）医師を配置しない取扱いができる場合

（ア）看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、（イ）必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることが可能となる。
この場合、医師未配置の時点から医師未配置減算の対象となり、当該減算を算定するための届出を行う

必要があることに留意すること。

(2) 医師未配置に該当する具体例

次のような場合は、医師の配置状況及び勤務実態を確認し、医師未配置減算の算定要否を検討すること。

(ア) 嘱託医契約はあるものの、毎月の勤務実態がない場合（嘱託医契約の締結がない場合や、実質的に協力医療機関としての機能に留まる場合を含む。）。

(イ) 医師が年に数回、健康診断や予防接種のためだけに訪問し日常的な健康管理を行っていない場合。

(ウ) 医師を配置せず、健康診断や診療の都度、利用者を外部の医療機関（協力医療機関を含む。）へ通院等させている場合。

(エ) 特定の利用者の健康確認のみを嘱託医等に依頼し、利用者の全てについて、医師が健康管理を行える体制と認められない場合

※医師を配置していないにもかかわらず、医師未配置減算を算定していない場合は、不正請求に該当する場合があります、指導又は不利益処分等の対象となる可能性があることに留意すること。

3 届出について

医師の配置状況に変更が生じた場合や、医師未配置減算の算定を開始・終了する場合は、本市の定める期限及び方法により、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等を提出してください。

【医師未配置減算を算定する場合の提出書類】

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
 - ※特記事項欄に医師未配置減算を算定する旨を明記すること
- ・介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
 - ※医師未配置となった月のものを提出すること

4 確認資料の整備

運営指導等において、医師の配置状況及び勤務実態を確認するため、次の書類の提示を求める場合があります。日頃から適切に作成・保管してください。

- ・医師が配置されていることを確認できる書類（雇用契約書、嘱託医契約書等）
- ・医師の訪問・勤務状況を確認できる書類（出勤簿、業務日誌等）
- ・医師による健康管理・療養上の指導等の実施記録
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

※勤務形態一覧表には、配置医又は嘱託医の氏名及び勤務予定・実績を記載してください。

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp